



Title	被告の事業活動に基づく国際裁判管轄
Author(s)	野村, 美明
Citation	阪大法学. 2014, 63(6), p. 1-34
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67996
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

被告の事業活動に基づく国際裁判管轄

野
村
美
明

はじめに

一 外国法人等の一般管轄

1 外国法人等の普通裁判籍に基づく一般管轄

2 一般管轄—比較分析

(1) 第一段階：二〇〇一年（平成二四年）以前

(2) 第二段階：二〇〇二年（平成一四年）～二〇〇五年（平成一七年）

(3) 第三段階：二〇〇五年（平成二七年）～二〇一二年（平成二三年）

二 外国法人等に適用される新しい裁判管轄ルール

1 外国法人等に対する一般管轄権の廃止

2 事務所または営業所の業務に関する管轄権

3 日本において事業を行う者に対する管轄権

(1) 日本における代表者がいる被告

(2) 日本に拠点がない被告

(3) 米国の事業活動（doing business）管轄再説

おわりに

はじめに

ハーグ国際私法会議 (Hague Conference on Private International Law)⁽¹⁾ は、国際裁判管轄権および外国判決の承認・執行に関するルールの国際的調和を目指して、「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決に関する条約」を作成するために、一九九四年から審議を開始した (〔ハーグ判決プロジェクト〕)。しかし、二〇〇一年、会議での限られた時間と資源では合意に至ることが困難であつたために、判決の承認・執行と裁判管轄ルールからなる当初の包括的な条約作成の試みは断念された。⁽²⁾その後、作業の対象は「商事事件における管轄合意条約に縮小され」⁽³⁾、二〇〇五年六月三〇日に採択された管轄合意条約に結実した⁽⁴⁾ (未発行)。

ハーグ判決プロジェクトにおいて包括的な条約作成が失敗した大きな原因是、法廷地に住所等を有しない被告の活動を裁判管轄の基礎にできるかという論点について、ヨーロッパ型の管轄の考え方と米国型の考え方との調整ができなかつたからである。⁽⁵⁾米国では、①州内の継続的な「事業活動 (doing business)」は訴えの種類を問わない一般的な管轄原因として伝統的に認められており、また②継続的には至らない「取引行為 (transacting business)」については、訴えがその行為から生じたことを要件として、特別の管轄原因として認められてきた。⁽⁶⁾

一九九九年の条約草案では、①のような継続的事業活動に基づく一般的な裁判管轄は禁止され、このような管轄に基づく外国判決の承認を拒絶すべきとしつつ、これに対する妥協として、②に対応するような、被告の活動であつて紛争に関係を有するものは、判決が承認・執行されるための必要十分な管轄の一つとして認められた。⁽⁸⁾

日本の裁判所の国際裁判管轄は、長らく、民事訴訟法の国内土地管轄規定に依拠して定められてきた。⁽¹⁰⁾土地管轄規定は、被告の住所地のように、普通裁判籍 (訴えの種類を問わない一般的な国際的管轄原因となりうる) として

固定された管轄を定めると同時に、特別裁判籍（個別の訴えについての国際的管轄原因となりうる）として、義務履行地、営業所所在地あるいは不法行為地を定めていた（それぞれ、現行民訴法五条の一号、五号および九号参照⁽¹³⁾）。したがって、日本の国際裁判管轄ルールは、特段の事情がある場合に管轄を否定する従来の判例理論（「特別の事情論」⁽¹⁴⁾）を除けば、ブラッセルI規則⁽¹⁵⁾が定めるようなヨーロッパ型の裁判管轄規定に属し、継続的な「事業活動（doing business）」や継続的には至らない「取引行為（transacting business）」を基礎とする米国型の活動ベースの裁判管轄とは異なるものと考えられていたのである。⁽¹⁷⁾

ところが、二〇一一年の民訴法改正⁽¹⁸⁾によつて導入された新たな国際裁判管轄ルール⁽¹⁹⁾のなかに、被告の事業活動に基づく特別管轄のルールが設けられたのである。民訴法三条の三第五号は、日本において事業を行う者に対する訴えがその者の日本における業務に関するものであるときは日本に国際裁判管轄を認めるものである。

本稿は、米国型の活動ベースの管轄がどのように民事訴訟法に導入されたかを示すことを目的とする。⁽²⁰⁾一では、外國法人等に対する訴えの種類を問わない一般的な国際裁判管轄原因が認められなくなつたことについて、二ではいかなる要素が被告の活動を基礎とする管轄規定の制定を促進したかについて、米国の事業活動（doing business）と取引行為（transacting business）の管轄ルールを比較しながら説明を試みる。

なお、日本の裁判所に対する有効な専属管轄の合意がある場合を除き、日本に国際裁判管轄がある場合でも、特別の事情があるときは訴えの却下を認める民訴法三条の九の規定も、米国のフォーラム・ノン・コンビニエンス（不便宜法廷）の法理と類似している。この点については、上記の考察に必要な限りで言及する。⁽²²⁾

一 外国法人等の一般管轄

平成二三年改正によつて民事訴訟法に国際裁判管轄規定が設けられるまでは、日本の民事裁判管轄は、マレーシア航空事件判決⁽²³⁾とファミリー事件判決⁽²⁴⁾で最高裁が明らかにしたルールによつて規律されていた。マレーシア航空事件判決は、被告住所地管轄の例外として日本の国際裁判管轄が肯定されるためには、日本と事件との間にどのような法的関連が存在すればよいのかという一般的命題を設定し、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を内容とする条理を解釈原理とし、日本の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を日本の裁判権に服させるのが条理にかなうという定式を明らかにした。

ファミリー事件判決は、マレーシア航空事件判決の定式を維持しつつ、その後の多数の下級審判決に従い、つぎのような「特段の事情論」によつて裁判管轄ルールを再構成した。すなわち、「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」というものである。

1 外国法人等の普通裁判籍に基づく一般管轄

マレーシア航空事件判決で用いられた国内土地管轄原因の一つは、「法人その他の団体の事務所又は営業所」であった。平成八年改正前民訴法四条一項および三項は、以下のように規定していた。

第四条一項 法人其ノ他ノ社團又ハ財團ノ普通裁判籍ハ其ノ主タル事務所又ハ営業所ニ依リ、事務所又ハ営業所ナキトキハ主タル業務担当者ノ住所ニ依リテ定ル

三項 第一項ノ規定ハ外国ノ社團又ハ財團ノ普通裁判籍ニ付テハ日本ニ於ケル事務所、営業所又ハ業務担当者ニ之ヲ適用ス

マレーシア航空事件では、被告はマレーシア連邦の会社法に基づいて設立されたマレーシア法人であり、本店をマレーシアに置き、日本における代表者を定め、そして東京で営業所を開設していた。⁽²⁶⁾ したがって、被告の本店（主たる営業所）が外国にあるにもかかわらず、民訴法四条三項の事務所の存在によつて、日本の裁判所の一般的な裁判管轄権が正当化された。最高裁は、請求の根拠となる運送契約は被告の日本における営業所の業務とは関連しないという被告の主張については判断しなかつた。

マレーシア航空事件判決は、外国の法人その他の社團又は財團（以下では「外国法人等」という）に対する訴訟がその日本における事務所や営業所の業務とは関連がない場合であつても、その普通裁判籍が日本にあれば、一般的な国際裁判管轄も認められるもの（後述の逆推知説にたつもの）と理解されていた。最高裁の意見を批判する国際私法学者は、外国法人等に対する普通裁判籍の規定は国際的な裁判管轄ルールとしては相応しくなく、代わりに、⁽²⁷⁾ その業務に関する訴えについて事務所または営業所を有する者に適用される特別裁判籍のルールの類推適用を主張した。⁽²⁸⁾

また、ハーグ判決プロジェクトの一九九九年草案の報告書では、英米法の「法廷地内の支店の存在」を基礎とする一般管轄ルールに対して、つぎのような批判がされていた。⁽³⁰⁾

英米法系の国々では、法廷地内の支店の存在は、その支店の活動に限られない一般的な管轄（a general ju-

risdiction) の根拠となるが、そのような一般管轄は、条約一八条二項 (e) が示すように、本条約とは相容れない。また、条約一七条によれば、国内法としても維持できないかもしない。

報告書はその注⁷⁹で、有名なニューヨーク州の判決である *Frummer v. Hilton Hotels International* 事件⁽³¹⁾を、一般管轄の例として引用している。Frummer 事件では、英國のホテルに対する管轄権は、ニューヨークにおける共同の予約サービスによる継続的な事業活動 (doing business) に基づいていた⁽³²⁾。

筆者は、マレーシア航空事件において認められた日本における事務所または営業所の所在に基づく国際裁判管轄は、一般管轄を認める点では Frummer のような「事業活動 (doing business)」管轄とは似ているが、国内における登記を前提とする点で同意管轄に類似していると考える⁽³³⁾。事務所または営業所の所在に基づく一般的な国際裁判管轄ルールは、報告書がいうような正当化されえないものだったのか。これが第一の問題である。

被告の活動を基礎とする管轄ルールが日本においてどのようにして発展してきたかを示すために、以下では「」の第一の問題をいくつかの派生的な問題を含む以下の三つの段階において分析する。

2 一般管轄—比較分析

(1) 第一段階：二〇〇二年（平成一四年）以前

マレーシア航空事件では、被告の外国会社は、日本における継続的取引を行うために、平成一四年改正前商法四七九条一項に従つて日本における代表者を指定し、東京において営業所を設けていた⁽³⁵⁾。また、同条四項は同法七八条を準用し、外国会社の日本における代表者は、会社の業務について会社を代表して、一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限が与えられていたことにも注意しなければならない。なお、「日本における代表者」という文言

は、上で引用した平成八年改正前民訴法四条三項ではなく、平成八年改正の民事訴訟法四条五項（現行民訴法四条五項と同じ）において初めて用いられた。

平成一四年改正前商法四七九条二項はまた、そのような営業所が登記されることを要求しており、同法四八一条は登記前に外国会社が継続的取引をすることを禁止していた。これに対して、マレーシア航空事件は、日本における代表者を定め、登記をすることによって、日本において継続的取引を行うことが認可されていた外国会社に対しで日本の裁判権が行使された事案であった。

したがって、外国会社の日本における営業所の所在を根拠として一般的な国際裁判管轄を認めるルールは、その外国会社が日本において取引を継続することを許されているという点からも正当化されることがわかる。日本において営業所を設立した外国会社は、登記され、日本において継続的取引を行うことが認められることが推定されるのである。もつとも、後述するように、裁判管轄原因としての事務所または営業所とは、事実上の業務の中心場所であればよいと考えられるから、登記の有無は問題ではない。

これに対し、日本において事実上の営業所も代表者も有さない外国会社（日本において継続取引をすることが許されないような外国会社）であっても、日本において継続的取引を行っている場合には、外国会社の日本における事務所または営業所の所在を根拠とする一般管轄ルールは適用することができないのではないか。これが第二の問題である。

以上に対し、*Frummer*タイプ（より正確には*Bryant*タイプといえる）⁽³⁶⁾の事業活動（*doing business*）管轄は、法廷地において登録されず事業を行う認可がされていない外国会社を主たる対象としている。実際、事業を行なう認可を受けていない外国会社に対する事業活動（*doing business*）管轄は、法廷地における継続した外国会社の所

在 (presence) に基づいて正当化されてきた。⁽³⁷⁾ 所在は、アメリカ合衆国における最も明らかで伝統的な一般管轄の基礎であるといわれる。⁽³⁸⁾ 反対に、外国会社がニューヨーク州で事業を行うための認可を受けている場合には、「会社はニューヨーク州に存在すると通常判断され、その結果、他の場所で発生した訴訟原因に基づくニューヨーク州における訴訟に服することになる。」⁽³⁹⁾

(2) 第二段階：一〇〇一年（平成一四年）～一〇〇五年（平成一七年）

上記のような法的状況は、インターネット取引の観点から規制緩和を行うためになされた平成一四年の改⁽⁴⁰⁾正によつて変化した。日本における営業所設置義務が廃止され、かわりに、現行会社法八一七条および八一八条と同様に、日本において継続的取引を行うことが認可されるためには、外国会社はその日本における代表者を定め、外国会社として登記しなければならないことになった。⁽⁴¹⁾

結果として、つぎのような第三の問題が生じる。すなわち、「日本における代表者」の住所は、日本に営業所を有さない外国会社に対して、訴えの種類を問わない国際裁判管轄権の一般的な基礎となりうるかということである。この一般管轄原因は、外国会社の日本における代表者はその業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限が与えられていたこととのバランスで、この段階では正当化される可能性があつた。

さらに、インターネット取引の文脈においては2（1）の第二の問題はより実際性を有することとなる。すなわち、日本に営業所を有さない未認可の外国会社がインターネットを介して日本において継続的取引を営んでいると認められる場合には、どのような管轄原因が利用可能なのか。

(3) 第三段階：一〇〇五年（平成一七年）～一〇一一年（平成二三年）

平成一七年の商法の全面改正⁽⁴³⁾によつて、現行の会社法が制定された。ここで、前述の第一段階と第二段階において

て、外国会社の日本における代表者が認められていたその業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限が縮小したことは重要である。この改正は、第二段階では維持されていた外国会社の日本における代表者の住所に基づく一般的な国際裁判管轄の基盤の一角を崩すことになった。⁴⁴⁾

現行会社法八一七条は、外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有すると規定している。外国会社の日本における業務に限定されている法定の権限を有する代表者を、そのような業務とは関係のない訴訟に従わせることは、衡平に反すると思われる。これは、2（2）の「日本における代表者」の住所は、日本に営業所を有さない外国会社に対する国際裁判管轄権の一般的な基礎となるかという第三の問題に対する否定的な根拠となる。

二では、マレーシア航空事件で提起された第一の問題と、2（2）の第一の問題（ここから派生するインターネツト取引の問題）および第三の「日本における代表者」の問題が、平成二三年の立法で採用された新たな裁判管轄ルールによつてどのように解決されたかを検討する。

二 外国法人等に適用される新しい裁判管轄ルール

平成二三年改正によつて、民事訴訟法に「日本の裁判所の管轄権」という節のもとに、国内土地管轄（四条）一二条）とは別個に、国際裁判管轄の新たな規定が設けられた。とりわけ、三条の三第五号の事業活動管轄は、三条の九の裁判所に対して訴えを却下する裁量を与える新たな「特別の事情」ルールとともに、日本の管轄システムに米国型管轄の考え方を持ち込んだものと評価することができる。

1 外国法人等に対する一般管轄権の廃止

一の1の最後に、マレーシア航空事件を用いて、日本における事務所または営業所の所在に基づく外国会社の普通裁判籍は、国際裁判管轄の基礎として正当化されるかという第一の問題を提示した。第二の問題は、日本において事実上の営業所も代表者も有さない外国会社（日本において継続取引をすることが許されないような外国会社）が、日本において継続的取引を行っている場合には、外国会社の日本における事務所または営業所の所在を根拠とする一般管轄ルールは適用できるかである。第三の問題は、「日本における代表者」の住所は、日本に営業所を有さない外国会社に対して、訴えの種類を問わない国際裁判管轄権の一般的な基礎となりうるかということである。日本における事務所または営業所に基づく外国会社の普通裁判籍は、国際裁判管轄原因として正当化されるかといふ第一の問題について、新しい三条の二は否定的に答えていた。第三の問題についても同様に否定的である。三条の二第三項は以下のように定めている。

裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

この規定は、日本の裁判所が外国の法人その他の社団又は財団（外国法人等）に対する一般的な管轄権を有しないということを明らかにしたものである。外国法人等は外国に主たる事務所や営業所を有しており、日本国内には有していない。同様に、外国法人等の代表者その他の主たる業務担当者の住所は外国にあるのが通常である。した

被告の事業活動に基づく国際裁判管轄

がつて、日本の裁判所は外国法人等に対しても訴えの種類・内容を問わない管轄権を有さない。国内の普通裁判籍は、民訴法四条によつて「日本における主たる事務所又は営業所」または日本国内にこれらがないときは、「日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所」で定まるが、これらの裁判籍は、三条の二第二項の国際裁判管轄的一般的管轄原因としては採用されなかつたのである。⁽⁴⁵⁾

結果として、日本の裁判所は、外国会社が日本において継続的取引を行つことを認められており、あるいは實際に日本において継続的取引を行つてゐるという事実があつても、外国会社に対する一般的管轄権を有さない。次に、外国会社等が特定の事件について日本で訴えを提起することができるかどうかを考察するために、民訴法三条の三について検討する。

2 事務所または営業所の業務に関する管轄権

民訴法三条の三は、各号において、日本の裁判所に提起することができる訴訟類型を挙げてゐる。第四号は下記のように定めている。

事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの　当該事務所

又は営業所が日本国内にあるとき。

この規定は、民訴法五条五号に規定される国内土地管轄に由來するものである。⁽⁴⁷⁾三条の三第四号は、日本における事務所または営業所を有する外国会社等に対する訴えについて、その訴えが事務所・営業所の業務に関する場合には、国際裁判管轄を認めない。したがつて、マレーシア航空事件のような訴えは、その訴えが日本における被

告の事務所の業務と関連がないとされた場合には、日本の裁判所で提起することができない。民訴法三条の三第四号の規定は、外国法人等に対する一般管轄ルールは国際的事案について適用されるべきではなく、当該外国法人等の業務に関連する訴えについて事務所所在地の特別管轄が類推適用されるべきであるというマレーシア航空事件判決に対する批判と軌を一にするものである。⁽⁴⁸⁾

しかし、訴えが被告の日本における事務所の業務に関連するかどうかを判断するのは簡単ではない。マレーシア航空事件では、死亡した乗客は、被告のマレーシアにおける事務所から航空券を購入することによって、契約を締結した。⁽⁴⁹⁾したがって、問題となる運送契約は、被告の東京における事務所の実際の業務範囲に入らない。これに対して、被告の東京における事務所が、被害者が購入したものと同じ種類の航空券を販売していた場合には、問題となる運送契約の締結は被告の東京における事務所の抽象的な業務範囲に含まれる。後者の場合、原告によつて提起された訴えは、被告の日本における事務所の業務に関連するものとして考慮された可能性がある。この問題は立法では解決はされておらず、したがつて、解釈に委ねられている。⁽⁵⁰⁾⁽⁵¹⁾

では、民訴法三条の三第四号の規定は、認可されていない（代表者を定めず、日本において登記もしていない）が日本における未登記の事務所・営業所を有する被告に対して提起される訴えに適用できるか。

土地管轄としての事務所または営業所は、その登記の有無や名称にかかわらず、実際に業務を統括しているものとして理解されてきた。国際裁判管轄原因としての事務所または営業所も、事実上の業務の中心場所であればよいと考えられるから、登記の有無は問題ではない。また、民訴法三条の三第四号は、事務所又は営業所を有する者に対する訴えに関する国際裁判管轄を規定し、個人に対しても適用可能であることからも、登記された事務所・営業所に限る必要はないといえる。⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾

つぎに、外国法人等の子会社を日本国内の事務所・営業所とみることはできるか。旧法の解釈として、国内土地管轄に関する民訴法五条五号を国際裁判管轄に類推する立場にたち、外国会社の事務所または営業所と「機能的に等しい」子会社の業務関連性を根拠に、当該外国会社に対する訴えを提起することができるとする見解がある。⁽⁵⁴⁾筆者は、旧法において民訴法五条五号の規定を子会社に類推適用する解釈には賛同する。しかしながら、現行法においては、子会社の活動に基づく親会社に対する管轄権は、民訴法三条の三第四号の文言を拡張解釈するのではなく、次に見る三条の三第五号の事業活動に基づく管轄で扱うべきだと考える。

3 日本において事業を行う者に対する管轄権

外国会社は、日本国内に事務所・営業所を設けないでも、代表者（会社法八一七条一項により、代表者の少なくとも一人は日本の住所を有さなければならない）を定め登記することによって継続的取引を行うことが認められる。民訴法三条の三第四号によれば、このような認可された外国会社は、当該会社が日本における事務所を開設していない場合には、日本の管轄権に服さない。筆者としては、このような結果は不合理であり、三条の三第四号は日本における代表者の住所を日本の管轄原因として採用すべきであったと考える。⁽⁵⁵⁾しかしながら、立法者は三条の三第五号の活動ベースの管轄を制定することによって、この不合理性を解消することを選択した。三条の三第五号は以下のように定めている。

日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）に対する訴え 当該訴えがその者の日本における業務に関連するものであるとき。

ここでいう「事業」とは、一定の目的のために反復かつ継続的になされる同種の行為の総体を意味し、「業務」とは、その者の事業に関連して反復かつ継続的になされる個々の行為を意味するといえる。⁽⁵⁶⁾ 三条の三第五号は、三条の三第四号と同様に、会社および個人の被告も対象としている。しかし、「日本において取引を継続してする外国会社」という括弧書きが示すように、起草者の主な関心は、ウェブサイトを通じた被告会社（原告は非消費者）の活動に対応することであった。⁽⁵⁷⁾

（1）日本における代表者がいる被告

起草者によつて想定された典型的な設例は、下記のようなものである。⁽⁵⁸⁾

設例 1 Yは甲国の法令に依拠して設立された会社で、甲国において商品を売買するとともに、ウェブサイトを通じて顧客との間で直接商品を売買している。Yは日本における代表者を定めている外国法人であり、日本においても甲国におけるのと同様の事業を展開している。日本法人であるXは、Yが開設したウェブサイトにアクセスして商品を購入し、代金を支払つたが、購入した商品の引渡しを受けることができなかつた。X社は日本においてY社に対する訴えを提起した。

設例 1 のYは日本における代表者（例えば弁護士）⁽⁵⁹⁾を定めて事業を展開しているが、民訴法三条の三第四号の営業所は有していないため、同号の業務関連管轄は認められない。しかし、同法三条の三第五号の括弧書きにいう日本において取引を継続してする外国会社、すなわち日本において事業を行う者に該当する。したがつて、XのYに対する訴えは、その訴えがYの日本における業務と関連する場合に限り、日本の裁判所に提起することができる。

重要なのは、日本において事業を行う者の日本における業務に訴えが関連するかどうかである。設例1ではYのウェブサイトを通じたXによる商品の購入が日本におけるYの業務と考えられるから、その商品の引渡し請求や債務不履行を理由とする損害賠償請求は、Yの業務と関連するものであるといえる。

しかし、次のような設例では「その者の日本における業務」という文言の解釈は困難となる。

設例2 甲国法人Yが日本において継続して機械販売業を行っていたところ、日本の会社Xが日本においてYから食品を購入し、Xはこの単発的な食品販売取引についての紛争に関して日本の裁判所でYを訴えた。⁽⁶⁰⁾

現実には想定し難いこの設例は、「日本において事業を行う者「機械販売の事業を行っていた」」によつて当該取引が行われている限り、個別的取引（食品の購入）に基づく訴えは日本の裁判所に提起される可能性があるということを説明するために、三条の三第五号の起草過程において用いられたものである。⁽⁶¹⁾ 設例2において日本の裁判所の裁判管轄権を認めるべきという結論は、三条の三第五号における当該訴えに係る業務（「個別的取引」）は、日本における事業または継続的取引とは関連がなくてもよいと解釈する立場であるといえる。⁽⁶²⁾

つぎに、三条の三第四号の営業所の業務関連管轄と三条の三第五号の事業管轄を比較するために、設例3を考える。

設例3 日本の会社Xは、外国法人Yに対し、Yのシンガポールの事業についての訴えを日本で提起した。Yのシンガポールの事業は、日本に所在するYのアジア統括本部によつて管理されていた。⁽⁶³⁾

設例3において、Yは日本におけるアジア統括本部を通じて「日本において事業を行う者」と解される。しかし、Yのシンガポール事業に関するAの訴えは三条の三第五号の「その者の日本における業務」ではないため、同号によつて日本で訴えを提起することはできない。これに対して、同様の訴えは、三条の三第四号の「その事務所又は営業所における業務に関するもの」であるため、同号に基づいて日本において提起することができる。⁽⁶⁴⁾

設例1から3の設例においては、外国法人Yは日本における代表者を定めるか事務所を有しているが、外国会社としての登記がなくとも三条の三第五号の事業管轄か三条の三第四号の営業所の業務関連管轄が認められる。では、日本に登記も何らの事実上の拠点も有さない外国法人についてはどうか。

（2）日本に拠点がない被告

外国会社が日本における継続的取引を行うことを認可されておらず、日本における事実上の事務所や代表者も有さないが、日本において継続的取引を行つてている場合、三条の三第五号の事業活動管轄は認められるだろうか。同号は外国会社に対して日本における事業を行うための認可を要求していないため、未認可の外国会社であつても「日本において事業を行う者」とされた場合には、この規定によつて規律される。

三条の三第五号の起草段階では、この点についての詳細な議論は行われなかつたようである。⁽⁶⁵⁾これは、三条の三第五号の起草時の議論が、日本における代表者を設けて日本で継続的に活動しているが日本に営業所等がない外国会社には営業所の業務関連管轄が使えないという問題に集中していたことによつて、部分的に説明することができるだろう。

実際的な問題として、前述（1）の設例1のような外国の事業者によるインターネット取引は、日本に拠点を設けなくとも可能である。確かにウェブサイトを通じて締結された消費者契約に関する訴えは、民訴法三条の四第一

項の消費者契約に関する訴えについての規定で対応されうる。しかし、事業者間の取引において、外国企業が日本における代表者を定めないことによって取引コストや訴訟コストを下げつつ、日本における継続的取引によって利益のみを享受するというのは公平ではない。以上のように、日本に拠点がない外国会社に対する管轄権は三条の三第五号の範囲に含まれるとする解釈は、実際的にも根拠があるというべきである。⁽⁶⁶⁾

この解釈は、三条の三第四号の適用範囲が狭いことによる管轄規律の空白を埋めるものといえる。事務所または営業所の業務に関する訴えに限定された管轄原因のみを定める三条の三第四号の規律は、次に引用する営業所管轄に関するブラッセルⅠ規則五条五項の規定の文言よりも狭いように思われる。ブラッセルⅠ規則五条五項は、構成国に住所を有する者は他の構成国の次に掲げる地の裁判所において訴えられると定める。

支店、代理店又はその他の拠点の業務に関する紛争については、支店、代理店又はその他の拠点が所在する地の裁判所⁽⁶⁷⁾

民訴法五条五号の国内管轄規定における「事務所または営業所」は、「代理店その他の営業所」を含まないとして、狭く解釈されてきた。⁽⁶⁸⁾同法三条の三第四号は、国内土地管轄に関する五条五号の規定を変更することなくそのまま反映させたものである。三条の三第五号の事業活動管轄を設けた主たる理由が日本における代表者を有する外国会社が日本における訴えに服さないという不合理を解消するためのものであったのならば、国内土地管轄規定からの推知（明文の国際裁判管轄規定がない場合にそのルールを土地管轄から逆に推知するという意味で、逆推知説と呼ばれる）から離れて、目的論的な立法をするべきであつたと考える。

起草者は、たとえば日本における代表者の住所地を業務関連管轄の一部に採用することによって、前述のようないくつかの国際裁判管轄の空白を埋めることができただろう。しかしながら、起草者は、ヨーロッパ型の代理店またはその他の拠点というような固定的、形式的な管轄原因ではなく、米国型の活動ベースの管轄原因を新設したのである。インターネット取引の場合を除いて、日本に拠点がない被告に関する国際裁判管轄が問題となるのは、外国の親会社が日本におけるその子会社を通じて事業を行う場合である。二の2で述べたように、子会社は親会社の事務所または営業所と機能的に同等なものであると解釈すれば、民訴法三条の三第四号の業務関連管轄によって対応するこどもできたと考える。

しかしながら、民訴法三条の三第四号の業務管轄の狭い解釈と、同号に「代理店又はその他の拠点」といった機能的な解釈を許すような管轄原因を定めなかつたことを考慮すると、日本における子会社を通じて事業を行う親会社に対する裁判管轄は、同法三条の三第五号の活動ベースの管轄規定によって規律せざるを得ない。⁽⁷⁰⁾子会社の活動が親会社のものであるとし、親会社を「日本において事業を行う者」として解釈することができれば、親会社自体あるいはその子会社を通じた日本における取引も同法三条の三第五号の「その者の日本における業務」となりうる。親会社に対する訴えが親会社の業務に関するものと解釈されたならば、その訴えは日本の裁判所に提起することができる。

以上のように、子会社・営業所の機能的同等性に着目するアプローチは説得的ではあるが、日本の裁判所によつて認められておらず、また法人格否認の法理も裁判管轄に関する事案では採用されていない。⁽⁷¹⁾結論として、三条の三第五号の活動ベースの管轄規定は、子会社を通じて日本における事業を行う外国の親会社に適用されるべきであると考へる。⁽⁷²⁾

以上のような分析から、(a) 営業所の業務に関連する訴えについての管轄（民訴法三条の三第四号）と (b) 事業活動管轄（民訴法三条の三第五号）との関係は、次の図のように整理することができる。⁽⁷³⁾

図1

<p>(a) 営業所業務関連管轄（三条の三第四号）</p> <p>事務所または営業所を有する者に対する訴えは、当該訴えがその事務所または営業所の業務、に関する限りにおいて、事務所または営業所が日本の領域内に所在する場合、日本の裁判所に提起することができる。</p>	<p>(b) 事業活動管轄（三条の三第五号）</p> <p>日本において事業を行う者に対する訴えは、当該訴えがその者の日本における業務に関する限りにおいて、その業務が日本における事業と関連するか別個のものかを問わず、日本の裁判所に提起することができる。</p>
--	--

図1において、(a) の「当該訴えがその事務所または営業所の業務に関する限りにおいて」という要件と (b) の「当該訴えがその者の日本における業務に関する限りにおいて」という要件を比較すると、「事務所または営業所の業務」と「その者の日本における業務」が対応している。そして (a) の事務所または営業所を有する者はその事務所または営業所を通じて事業を行うのであるから、事務所または営業所の事業とその業務は当然関連を有しているが、(b) の日本において事業を行う者の事業とその者の日本における業務との間には必然的な関連は存在しない。以上を図式化して表すと次のような関係になる。⁽⁷⁴⁾

図2

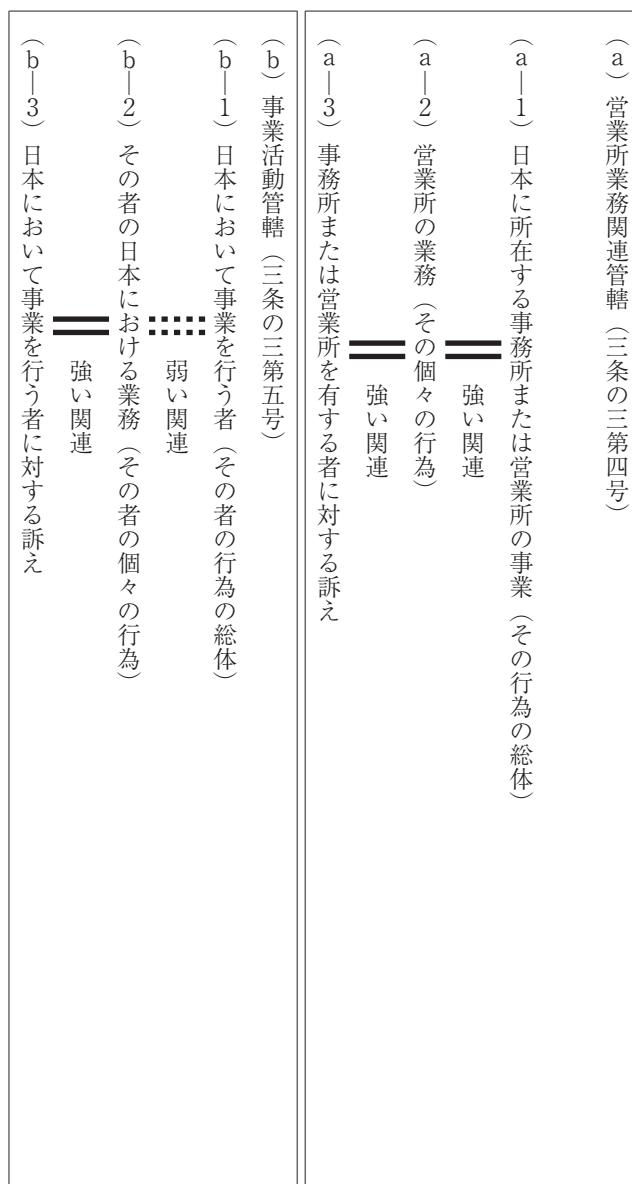


図2において、(a) 営業所業務関連管轄と (b) 事業活動管轄の相違は、(a-1) の事業と (a-2) の業務との関連性が必然的に強いのに対し、(b-1) の事業と (b-2) の業務との関連性は弱いことである。(a)

の事業と（b）の事業の程度や反復性・継続性は、それが営業所等の物理的拠点を通じて行われるかどうかという点を除けば、変わることはない。したがって、民訴法三条の三第五号の日本において「事業を行う」者に該当するためには、その者は、同法三条の三第四号の事務所または営業所の設立が必要となる程度の相当の量と質の事業を行わなければならぬといえる。⁽⁷⁵⁾このことは、（a—1）ではなく（b—1）に該当する日本において取引を継続する外国会社（三条の三第五号の括弧書き）の場合ももちろん同様である。

（3）米国の事業活動（doing business）管轄再説

すでに「一—2 一般管轄—比較分析」で論じたように、⁽⁷⁶⁾米国ニューヨーク州法に典型的に見られる事業活動（doing business）管轄は、法廷地において事業を行う認可がされていない（登録や訴状受領代理人の指定等がなされていない）外国会社を主たる対象としている。また、ニューヨーク州型の事業活動（doing business）管轄は、いかなる場所で生じたいかなる訴訟原因（any causes arising elsewhere）についても利用可能な一般的管轄である⁽⁷⁷⁾。この一般性がハーベ判決プロジェクトの審議過程において過剰であると批判されたのである⁽⁷⁸⁾。

米国の抵触法第二リストメント四十七条一項は、判例法における事業活動（doing business）管轄を次のように定式化している。

国（state 「州を含む」）は、その国において事業を行う外国法人に対して、当該事業が継続的かつ実質的に行われ、そのためその国の裁判権の行使が相当と認められる場合には、その国における事業から生じたものではない訴訟原因についても、裁判権を行使することができます。⁽⁷⁹⁾

この定式は、米国の判例法が、事業活動の程度が継続的かつ実質的であれば、合衆国憲法上の相当性あるいは合理性のテストに従うことを条件として、事業活動が一般的な管轄権の基礎となる」とを認めていたと解釈したものである。⁽⁸⁰⁾

以上のように、米国の事業活動（doing business）管轄と比較すると、民訴法三条の三第五号の事業活動管轄は、日本に拠点がない被告に対する訴えにも利用可能である点は同じであるが、業務関連性を要件とする点で適用範囲が制限されているといえる。

日本やヨーロッパでは米国の事業活動（doing business）管轄といえば以上のような一般管轄を認めるタイプを典型と考えがちであるが、これに対して抵触法第二リストメント三五条一項（自然人）および四七条一項（外国法人）は、事業活動の継続性や実質性を問題にしないで、一定の活動から生じた訴訟原因について裁判管轄を認めるルールを定式化している。⁽⁸¹⁾ 実際、ニューヨーク州には、裁判所は、州内で取引活動（transacting business）を行つた者に対し、その活動から生じた訴訟原因について裁判権を行使できるとする「取引活動（transacting business）」管轄を定める規定がある。⁽⁸²⁾ 「取引活動（transacting business）」は個別の取引でもよく、たとえば他州の被告がニューヨーク州を1日だけ訪問し、そこで販売代理店契約（被告の居住する当該他州で履行）の締結のために原告と面接と交渉を行つたことを取引活動と認定した判例もあるほどである。⁽⁸³⁾

以上のように、米国の「取引活動（transacting business）」管轄は訴えが州内の取引活動に関するものであることを要件とするが、州内における継続的な事業活動（doing business）の存在を要件とせず、個別の「取引活動（transacting business）」のみを根拠として裁判管轄を肯定する点で、民訴法三条の三第五号の事業活動管轄よりも広範な裁判権行使を可能とするルールといえる。

おわりに

二〇一一年の民訴法改正によつて導入された民訴法三条の三第五号の事業活動管轄は、民事訴訟法に含まれる他の固定的で形式的な国内土地管轄の規定と比べると例外的なものであるようと思われる。⁽⁸⁴⁾ 実際、日本における国際裁判管轄ルールの発展は、逆推知説によつて採用された国内土地管轄の厳格で形式的な解釈に対する修正の試みであつたともいえる。⁽⁸⁵⁾ 他の多くの国際裁判管轄規定と異なり、民訴法三条の三第五号の事業活動管轄規定は、国内土地管轄規定から推知する方法によつて立法されたものではない。

民訴法三条の三第四号の「事務所または営業所を有する者」に対する訴えは、民訴法五条第五号の国内土地管轄規定から逆に推定する方法によつて立法されている。実際同法三条の三第四号は、一言一句この管轄規定を反映している。⁽⁸⁶⁾ これに対し、同法三条の二第三号は、外国の社団または財団の普通裁判籍はその「日本における主たる事務所又は営業所」によつて定まると規定する同法四条第五号の国内土地管轄には由来していない。三条の二第三項は、外国の社団または財団の一般的な管轄について直接定めることなく、「日本における主たる事務所又は営業所」について定まる「法人その他の社団又は財団」の一般的な裁判管轄を定めているに過ぎない。⁽⁸⁷⁾ この違いは、外国の法人等に対する一般的な国際裁判管轄を国内の土地管轄規定から逆に推知することが国際私法の有力学説によって厳しく批判され、代わりに外国法人等の業務に関する訴えについて事務所または営業所管轄を類推して適用することが主張されたという事実によつて説明することができるかもしれない。⁽⁸⁸⁾

民訴法三条の三第四号の起草にあたつて、起草者は、国内の裁判管轄規定にないものであつても、新たな管轄原因を追加し、例えば日本における代表者や代理店またはその他の拠点の住所といった、固定された管轄原因を採用

することができたはずである。⁽⁸⁹⁾ その代わりに、起草者は、事務所または営業所に基づく国際裁判管轄規定が日本において営業所等を有さない外国会社に対応できないことを受けて、伝統的な物理的な管轄原因に対する柔軟な例外を制定することを選択した。国内土地管轄と無関係に立法された事業活動管轄は日本における子会社を通じて事業を行なう外国の親会社を規律するのに便利ではあるが、同じ問題は支店、代理店またはその他の拠点という管轄原因を設けることによっても規律することができたと思われる。⁽⁹⁰⁾

本稿は、日本の活動ベースの管轄が、アメリカにおける「事業活動 (doing business)」あるいは「取引行為 (transacting business)」に基づく管轄よりもより制限されたものであることを明らかにした。⁽⁹¹⁾ しかし、前述の議論が示すように、この新しいルールが日本の管轄権のシステムにとつて本当に必要であつたかは極めて疑問である。⁽⁹²⁾ また、民訴法三条の九で成文化された特別の事情における訴えの却下のルールについても、同様のことがいえる。

この方法は、判例によつて発展させられた特段の事情論の範囲を拡大し、その結果、日本に住所または主たる事務所を有する被告に対する三条の二第一項および第三項による管轄が存在する場合でさえも訴えの却下を可能とするような、従来よりも広い裁量権を裁判所に与えている。⁽⁹³⁾ この裁量権は、米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理のもとでの裁量権と変わらない強力なものといえる。

米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理とは異なり、日本型フォーラム・ノン・コンビニエンスのルールのもとでは、裁判所は、他の国の裁判所へのアクセスが否定される可能性がある原告の不都合を改善するために、条件付き却下をしたり訴訟を中断したりする権限を有さない。したがつて、民訴法三条の九の特別の事情における訴えの却下のルールは厳格に解釈されるべきである。

事業活動管轄と結びついた民訴法三条の九の日本型フォーラム・ノン・コンビニエンスのルールは、立法者に明

確な意図がないままに、日本の裁判管轄システムをより米国の裁判管轄モデルに近いものに変化させた可能性がある。

- (1) 1)の会議にひいては、(a)のURL参照。 http://www.hcch.net/index_en.php 日本語による説明は、http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan_hcch.html。
- (2) 以上の経緯にひいては、道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務、二〇〇九年)二〇〇頁以下参照。
- (3) Report 後掲注(4) p. 17.消費者契約と労働契約は条約の適用範囲から除外される(2条1項(a)号および(2)号)
- (4) 包括的条約を目指した初期プロジェクトを含む管轄合意に関する条約の起源と文献リストにひいては、Trevor Hartley & Masato Dogauchi, *Explanatory Report on the 2005 Hague Choice of Court Agreements Convention* (2007), pp. 18-19, available at <<http://www.hcch.net/upload/expl37e.pdf>> を参照。
- (5) 米国型とヨーロッパ型の裁判管轄の比較にひいては、渡辺惺之「ヨーロッパの管轄ルールから見たハーグ管轄判決条約案と日本の立場」『国際私法年報』四号(二〇〇一年)一七四頁以下参照。
- (6) 野村美明「米国の裁判管轄ルールからみたハーグ管轄判決条約案と日本の立場」『国際私法年報』第四号(二〇〇一年)二二四頁以下、二二八～二三四頁参照。 Doing business の意味および訳語にひいては、「(邦訳)アメリカ合衆国抵触法第一リストitemハム(1)」民商七四卷一号(一九七四年)一五二～一五五頁「川又良也」) 参照。
- (7) 一九九九年の民事及び商事における管轄及び外国判決に関する条約草案。 *Preliminary Draft Convention on Jurisdiction and Foreign Judgments in Civil And Commercial Matters adopted by the Special Commission and Report by Peter Nygh and Fausto Pocar, Prel. Doc. No. 11 (August 2000)*, available at <<http://www.hcch.net/>>.
- (8) 一九九九年草案一八条(e)では、「当該国において被告が行ってる事業活動またはその他の活動を行なう」とは、「紛争がそのような被告の活動に直接関係している場合を除き」、禁止される管轄原因とされた。一九七一年一月一日民事及び商事に関する外国判決の承認執行に関するハーグ条約付属議定書第四条(d)も参照。アメリカ合衆国の立場についても、Jeffery D. Kovar, Assistant Legal Adviser for Private International Law, U.S. Department of State

to J.H.A. van Loon, *Secretary General, Hague Conf. on Private Int'l Law*, February 22, 2000, available at <<http://www.cptech.org/ecom/Hague/kovar2loon22022000.pdf>> を参照。

- (9) 本稿は、「国際裁判管轄」という文言を、国家の裁判所が涉外的要素を含む民事及び商事事件について裁判権を行使する権限という意味で用いてるが、後掲注(19)の改正法に言及するときは「管轄権」ということがある。
- (10) 国際裁判管轄の解釈については、旧民事訴訟法（明治二三年法律第二十九号）から後述する平成二三年（1101—1年）改正までは、ほとんど状況に変化はなかった。民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）は、現代語化し旧法を置き換えたものだが、国内土地管轄ルールをほぼそのまま維持した。平成二三年改正では、国内土地管轄とは別個に、国際裁判管轄に関する新たなルールが導入され、他方、国内土地管轄についてはそのまま維持された。
- (11) 「国内土地管轄」とは、国内の裁判所間における土地管轄権の配分を意味する。
- (12) いの間の経緯については、野村美明「管轄システムからみた外国法人等の国際裁判管轄」阪大法学六〇巻一号四一頁以下（1101—10年）、野村美明「法人その他の社団・財團の管轄権」、高桑草、道垣内正人編『新・裁判実務体系第三巻 国際民事訴訟法〔財産法関係〕』（青林書院、1101—1年）五九頁以下参照。
- (13) 現行民訴法においても、国内土地管轄規定は四条以下でそのまま維持されている。
- (14) 最判平成九年一月一一日民集五一巻一〇号四〇五五頁（ファミリー事件判決）参照。
- (15) 特段の事情論とフォーラム・ノン・コヘシジョンの法理との類似性については、野村美明「日米裁判管轄法理の比較枠組み」阪大法学五二巻三一・四号六六一—六六二頁および後掲注(22)参照。
- (16) 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する11000年11月111日の理事会規則（Council Regulation (EC) No. 44/2001 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters ("Brussels I"), O.J. L. 12, January 16, 2001, p. 1）。11007年10月110日民事及び商事における裁判管轄及び判決の承認執行に関するルガノ条約（Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, O.J. L. 339, December 21, 2007, p. 3）（11007年10月110日ルガノで署名、1101—10年1月1日発効）も参照。ラッセル規則の前の条約は、民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する一九六八年ラッセル条約（「ラッセル条約」）（O.J. C 27, January 26, 1998 (consolidated version), pp. 1-27.）である。

- (17) 野村前掲注（6）二二四頁参照。
- (18) 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成二三年法律第三六号、平成二四年一月一日施行）。
- (19) 民事訴訟法第一編第二章第一節「日本の裁判所の管轄権」に規定されている。改正された管轄規定については、道垣内正人「日本の新しい国際裁判管轄立法について」国際私法年報一二号（信山社、二〇一〇年）一八六頁参照。
- (20) 重要な例外は、七条の規定及び三条の六における新たなるルールにおいて規定される、併合請求における管轄権である。プラッセルI規則六条一項（主観的併合）と比較せよ。
- (21) 後掲注（27）で説明するように、本稿で「外国法人等」というときには外国会社を念頭において用いている。
- (22) 民訴法三条の九は、管轄権が存在する場合に訴えの却下を認める点で、特別の事情がある場合には日本の国際裁判管轄の存在を否定して訴えを却下する従来の判例理論に比べて、米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理にいつそう近いものになっている。詳しくは、野村前掲注（12）六六一～六六二頁参照。
- (23) 最高裁第一小法廷昭和五六年一〇月一六日判決、民集三五卷七号一二二四頁。
- (24) 最高裁第三小法廷平成九年一一月一一日判決、民集五一卷一〇号四〇五五頁。
- (25) 例えば、東京地裁昭和五七年九月二七日（KLM事件）中間判決、法律時報一〇七五号一三七頁（一九八三年）参照。
- (26) 原告は、被告航空会社によって運行されたマレーシア国内線の墜落事故による被害者の一人の妻および一人の子供であつた。原告は、損害賠償を求めて、名古屋地方裁判所に被告に対する訴えを提起した。
- (27) 被告となるべき外国の法人その他の社団又は財団には、外国法人の他にも権利能力なき社団のようなものも含む（民訴法「九条参照」）が、日本における事務所または営業所の存在を根拠とする一般的な国際裁判管轄の議論の対象は、もっぱら理論的にも実際的にも外国会社（民法三五条一項および会社法二条二号および八一七条以下参照）だといってよい。また、外国会社は法人に限らない（会社法二条二号参照）。本稿では、断らない限り、「外国法人等」とは外国会社を念頭において用いている。
- (28) 旧民事訴訟法（明治二三年法律第二九号）九条を現代語化し民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）五条五号は、事務所又は営業所を有する者に対する訴えは、「その事務所又は営業所における業務に関するものである限りにおいて」当該事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所に提起することができるが定めていた。五条五号は、現行の民事訴訟法

(平成二三年改正)においては、国内管轄規定として維持される。

- (29) 池原季雄「国際裁判管轄権」鈴木忠一=三ヶ月章監『新・実務民事訴訟法講座七 国際民事訴訟・会社訴訟』(日本評論社、一九八二年)二二三頁。論文の第一版は池原季雄、平塚誠「涉外訴訟における裁判管轄」鈴木忠一=三ヶ月章監『実務民事訴訟講座』(第六)』(有斐閣、一九七一年)一一一頁以下である。道垣内正人「前注『国際裁判管轄』」新堂幸司、小島武司編『注釈民事訴訟法(1) 裁判所・当事者(1)』(有斐閣、一九九一年)、八六頁、一一一頁、一二二五頁も参照。
- (30) Nygh & Pocar. 前掲注(7), p. 58 参照。
- (31) 281 N.Y.S. 2d 41 and 19 N.Y. 2d 533 (1967).
- (32) ロハドンのホテルのバスタブで転倒して怪我を負った原告が、人身傷害についての損害賠償を求めて、ホテルに対する訴訟をニューヨークで提起した。ホテルはロンドンにおいて有効な送達を受け、共通の予約サービスによってニューヨークで「継続的事業を行っていた("doing business")」ため、管轄が無いとを理由に原告の訴えを却下するように求めたホテル側の主張は認められなかつた。
- (33) 野村前掲注(6)一一四、一二五五～一二五六頁参照。Masato Dogauchi, "The Hague Draft Convention on Jurisdiction and Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters from a Japanese Perspective,"『国際私法年報』二号(1)〇〇〇一年)一一七頁注(65)は、日本版 doing business 管轄として、条約上禁止されるべきと主張していた。
- (34) マレーシア航空事件における損害賠償請求は、事業者との契約に基づき、消費者である乗客の相続人によってなされたものであったため(『Frummer』事件は同じような事案のパターンであった)、乗客が契約の締結時にその住所を日本に置いていたか、あるいは乗客の相続人が訴えの提起時に日本に住所を有していた場合には、現在では、マレーシア航空事件判決は、消費者契約に関する管轄ルール(民訴三條の四第一項)によって正当化される可能性がある。佐藤達文・小林康彦『一問一答 平成二三年民事訴訟法改正・国際裁判管轄法制の整備』(商事法務、一〇一二年)二二二頁、注3参照。
- (35) 平成二四年改正前商法四七九条一項は、「外国会社が日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為サン・ト・スルトキハ日本ニ於ケル代表者ヲ定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ営業所ヲ設ケルコトヲ要ス」と規定していた。
- (36) Fulb 裁判長の意見から、『Frummer』事件における被告は認可されていない会社であるところが推測される。この点は *Bryant v. Finnish Nat. Airline*, 15 N.Y. 2d 426, 429 (1965)においては明らかである。Bryant 事件は、ニューヨーク

在住の原告が、被告の航空機の事故によりパリの空港で傷害を受けたと主張して、フィンランドの航空会社を不法行為で訴えたものである。被告は、ニューヨーク州で事業を行う認可を得ていなかった。ニューヨークにおける被告の小さな事務所は、被告の航空便のチケットを販売せず、運賃の支払いも受けておらず、少数の従業員のみ配置されており、その誰もが被告の役員または取締役ではなかったが、裁判所は事業活動 (doing business) による裁判管轄を認めた。

(37) 野村美明「アメリカの州裁判管轄理論の構造と動向」阪大法学四九卷三・四号三七七頁以下（一九九九年）三九八～四〇一頁参照。Burnham v. Superior Court of California, 495 U.S. 604, 110 S. Ct. 2105 (1990). See also Weinstein, Korn &

Miller, *New York Civil Practice: Civil Practice Law and Rules* (2011), §301.11.

(38) アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、¹³⁰ Perkins 判決において、外国会社の州内における事業活動がそのような裁判管轄を合理的なみのやあみんやるばくに「継続的かつ組織的」であるような場合、外国会社の州内で行われている事業から生じたみのやはなこ訴訟原因につれて、継続的事業を行つてこへい（doing business）に基づいて州が管轄権を使つるゝことを認めた。¹³¹ Perkins v. Benguet Consolidated Mining Co., 342 U.S. 437 (1952). いれば、*International Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S. 310 (1945). に従つたみのやあ。近年アメリカ連邦最高裁は、*Goodyear Dunlop Tires Operations, S.A. v. Brown*, 131 S. Ct. 2846 (2011) に沿つて、Perkins 判決によよりれに依拠する後掲注 (2) *Helicopteros Nacionales de Colombia, S.A. v. Hall*, 466 U.S. 40 (1984) の基準を適用して、つまのように判断した。すなわち、「『継続的かつ組織的な一般的事業関連』の要件は、請求が被告と州とを関連付けるいかななる事情とも無関係な場合にノースカロナイト州に裁判権の行使を正当化するものであるが、本件被告と州との希薄な関係では、この要件を充足しなる。」131 S. Ct. 2857.

(39) Weinstein, Korn & Miller, *supra* note 37, para. 301.16. 実際には、人の常居所地や州による事業許可または州内における事業活動 (doing business) によつた管轄原因は、継続的な存在を前提とつてこへ（同書 para. 301.11）。一般的に、Gary Born & Peter Rutledge, *International Civil Litigation in United States Courts* (5th ed., 2011), pp. 108-137を参照。

(40) 神田秀樹『会社法 第一四版』（弘文堂、110-111年）三六四頁参照。

(41) 日本における代表者は外国会社の従業員である必要はない、弁護士を指名するにとつては認められる。始閑正光「平成一四年改正商法の解説（四・完）」民事月報五八卷二号八、五一頁（110-111年）参照。

- (42) 現行会社法を制定する平成一七年法律第八六号による全面改正前の商法（明治三一年法律第四八号）四七九条を参照。
- (43) 平成一七年法律第八六号。
- (44) 大判明二八（一八九五）年一月一五日民録一輯一七五頁は、同旨を定めていた当時の商法の規定の趣旨について、外国会社がわが国に支店を設けたときは、これを設けない場合よりもわが国においてその会社に関する法律関係を生ずることが頻繁だと考えられるから、公益を保護するために、わが国に在住する者とその外国会社との関係においては、あたかもわが国において会社を設立した場合と同様の取り扱いをする必要があるからであるという。野村論文前掲注（12）四七一四八頁参照。
- (45) 後述の三条の三第四号の立法過程でなされた国内土地管轄規定からの推論（逆推知）と比較せよ。
- (46) 国際裁判管轄の目的からは、日本において事業を行うことを主たる目的とする擬似外国会社は、日本に本店を有する内国会社として扱われるべきである（会社法八一二条参照）。したがって、そのような擬似外国会社は、三条の二第三項の一般的な管轄に従うことになる。
- (47) 新堂幸司『新民事訴訟法』（弘文堂、二〇一一年）九七頁は、五条五号から三条の三第四号へ推知されているという。
- (48) 前掲注（29）本文参照。
- (49) 民集三五卷七号一二三四頁参照。
- (50) 平成二一年九月四日法制審議会国際裁判管轄法制部会第一回会議議事録参照。
- (51) 佐藤＝小林・前掲注（34）三二頁、注4参照。
- (52) 谷口安平・井上治典編『新・判例コンメンタール 民事訴訟法二』9条概説〔春日偉知郎〕（三省堂、一九九三年）一三六頁参照
- (53) ブラッセルI規則五条五項参照。
- (54) 渡辺惺之「第一章 前注・国際裁判管轄」前掲書注（52）七一頁参照。また、田中美穂「横浜地判平成一八年六月一六日Lexis判例速報07091」Lexis判例速報第一九号七一頁（<legallexisnexus.jp>にて入手可能）も参照。
- (55) 道垣内前掲注（19）二一〇頁、注23も同旨。
- (56) 本文の説明は佐藤＝小林・前掲注（34）五四頁を参考にしているが、前掲書は業務を「営業所等において事業に関連

- して」なされるものと説明する点で本文と異なる。本文の説明は、訴えに係る日本における業務と日本で行われる事業との関連性を求める後掲注（61）の議論を踏まえたものである。なお、事業の定義は一般的の法令用語の意味と変わらない。
- (57) 平成二〇年一二月二八日法制審議会国際裁判管轄法制部会第二回会議議事録参照。また、同部会資料8「国際裁判管轄法制に関する検討事項（1）」における【基本設例】も参照。
- (58) 前掲注資料8【基本設例】4から作成した。
- (59) 始閑前掲注（41）参照。
- (60) 平成二一年一〇月三〇日法制審議会国際裁判管轄法制部会第一回会議、資料23「国際裁判管轄法制に関する個別論点の検討（3）」論点4本文②に関する補足説明中の設例から作成した。
- (61) 法制審議会事務局は、前掲注「国際裁判管轄法制に関する個別論点の検討（3）」における論点4を次のように説明した。「この点、第11回部会では、日本において継続して事業を行う者が日本において行つた業務であれば、上記設例のように単発で行つた取引についても、日本の裁判所に訴えを提起することができる」と解すべきであるとの意見が多数であった。本文②「中間試案第二の四②であり三条の三第五号となつた案」も同様の理解に立つものであるが、本文②の「その者の日本における業務に関するもの」との文言は、継続して行つてある業務（上記設例における機械販売業）に限定していないことから、その文言については変更する必要はないと考えられる。」なお、法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」平成二一年七月一七頁は、訴えに係る取引と被告の日本における事業との関連性を要件とすべきかについてはなお検討を要するとする。
- (62) 前掲注（61）参照。
- (63) 道垣内前掲注（19）一九五頁の設例から作成した。部会資料8前掲注（57）一四頁（参考）参照。
- (64) 道垣内前掲注（19）および部会資料8前掲注（63）参照。
- (65) 中間試案の補足説明、前掲注（61）第二の4、および個別論点の検討（3）前掲注（60）参照。
- (66) 道垣内前掲注（19）一九四・一九五頁参照。
- (67) いの規定の目的論的解釈は、その適用範囲をいかに広げていいかに思われる。プラッセル条約五条五項について、*SAR Scholte GmbH v. Parfums Rothschild SARL*, Case 218/86 [1987] ECR 4905判決は、以下のように判示した。当該規

- 定は、「ある締約国で設立された法人が、他の締約国において従属的な支店、代理店またはその他の拠点を維持してはいるが、当該他の締約国で、同一の名称および同一の管理体制を有する独立した会社であって、同じ名称で交渉し、事業を行つており、また当該法人がそれを自らの延長として用いている会社を通じて活動を行うような事案に適用されると解釈されなければならぬこと」。See also James Fawcett, Janeen Carruthers & Peter North eds., *Cheshire, North & Fawcett: Private International Law* (14th ed., 2008), pp. 258-300.
- (68) 野村美明「事務所・営業所の管轄権」高桑章、道垣内正人編『新・裁判実務体系第三巻 国際民事訴訟法「財産法関係』(青林書院、一一〇〇一年)六九頁、七一～七三頁を参照。
- (69) 前掲注(54)の本文を参照。
- (70) Nygh & Pocar、前掲注(7)五七頁は、ハーグ条約準備草案における「支店、代理店またはその他営業所」について、子会社は、被告の代理人として行動する」とによつて、被告に対する管轄を引き寄せる可能性があるとコメントした。また、*SAR Schotte GmbH v. Parfums Rothschild SARL* 判決を引用して、親会社が「法人の境界(corporate boundaries)」を軽視した場合(「分身」または会社の「仮装」)に同様の可能性があることを指摘している。この判決については、前掲注(66)を参照。
- (71) 子会社を親会社の事務所または営業所とみなす機能的同等性アプローチは、下級裁判所では採用されてこなかつた。渡辺、田中前掲注(54)参照。それに対して、法人格否認の法理を裁判管轄の解釈に類推適用することは、日本の裁判所にとって抵抗が大きいならないようと思われる。東京地裁平成一九年一二月二八日判決(法人格を否認するには証拠が不十分であった)(<legallexisnexus.jp>にて取得可能)、横浜地裁平成一八年六月一六日判決(判例時報一九四号一二四頁、二〇〇六年)(被告のウェブサイトに日本の会社を被告の"Branch"または"Subsidiary"と紹介されていたものの、日本の会社は被告外国会社の事務所または営業所ではないと判断された)を参照。
- (72) 道垣内前掲注(19)一九五頁も同旨。
- (73) 長田真里「国際裁判管轄規定の立法と国際取引への影響」国際商取引学会年報一三号二〇八頁(一一〇一年)参照。
- (74) 「事業」と「業務」の定義については、前掲注(56)およびその本文参照。
- (75) 事業の反復かつ継続的な性質については、前掲注(56)本文を参照。

(76) 前掲注 (36) 以下の本文参照。

(77) 野村前掲注 (37) および Weinstein, Korn & Miller 前掲注 (37) および前掲注 (36)～(39) およびその本文の *Frum-mer* 事件および *Bryant* 事件に関する議論を参照。

(78) 前掲注 (30) 以下の本文を参照。

(79) 一九七一年抵触法第二リストイメント四七条一項 (*Restatement, 2d, Conflict of Laws* §47 (2) (1971).)。邦訳 (四) 前掲注 (6) 民商七四卷二号二三三五～二三三六頁〔川又良也〕参照。二二五条一項は、個人について同様の効果を定める。前掲注 (33) *Perkins v. Benguet Consolidated Mining Co.* 判決も参照。Helicopteros Nacionales de Colombia, S.A. v. Hall 466 U.S. 40 (1984) 判決は、*Perkins* 判決によじて示された法廷地との「継続的かつ組織的な (continuous and systematic)」関連を要件とする一般管轄の基準を再確認し、被告と法廷地との関連 (contact) は当該基準を満たさないと判断した。*Helicopteros* 判決は、*International Shoe* 判決以前の「継続的事業活動 (doing business)」に関する判決は、一般管轄権を行使する先例として引かれており、これを認めた点で意義がある。

(80) いのリストイメントでは、小文字で始まる “state” という言葉は、国も州も含むのと、米国の州の裁判管轄に関する判例法をさらに一般化したものとされる。国家管轄権の意味での裁判管轄権について定式化した合衆国対外関係法リストイメント (Restatement (Third) of the Foreign Relations Law of the United States (1987) 四二一) 条 (2) (h) は「自然人であれ法人であれ、その者がその国家において継続的に事業を営むる」は、その国家の裁判権行使は相当であるとする。アメリカ対外関係法リストイメント研究会 (訳) 「アメリカ対外関係法第三リストイメント (四)」国際法外交雑誌八九卷一号五三頁 (一九九〇年) 参照。

(81) 抵触法リストイメント前掲注参照。

(82) *New York CPLR*, *supra* note 36, §302 (a) (1)。事業活動 (doing business) のような判例法を拡張するための制定法、いわゆるロハグーム法の規定である。いの条文の翻訳および解説は、野村前掲注 (6) 二一八頁以下参照。

(83) George Reiner and Co. v. Schwartz, 41 N.Y.2d 648, 363 N.E.2d 551 (1977), いののような個別の取引活動に基づく裁判権行使は合衆国最高裁の判例上も正当化されるといわれる。いの判例の紹介と説明は、野村前掲注 (6) 二二二一～二二五頁 参照。

- (84) なお、併合請求における管轄権については、前掲注（20）を参照。
- (85) 逆推知説については、前掲注（68）以下の本文を参照。
- (86) 前掲注（60）の本文参照。
- (87) 二一 外国法人等に対する一般管轄権の廃止および前掲注（56）～（59）の本文参照。
- (88) 前掲注（26）から（29）の本文および（48）の本文を参照。
- (89) 前掲注（68）から（69）の本文参照。
- (90) 前掲注（67）から（70）の本文参照。
- (91) 前掲注（76）から（83）の本文参照。
- (92) 前掲注（22）参照。
- (93) 野村前掲注（12）六三～六八頁参照。
- (94) 道垣内前掲注（19）110三頁は、専属管轄の合意がある場合には二条の九の規定が適用されないと比較して、二一条の二の普通裁判籍の場合には三条の九は「応用される」ととのバランスはあまりよくない」という。

(後注)

本稿は、Yoshiaki Nomura, "Activity-based Jurisdiction of Japanese Courts—A Bold but Unnecessary Departure—," *Japanese Yearbook of International Law* Vol. 55 pp253-286 (2013) をもとに、日本語の読者向きに作成したものである。執筆にあたっては、科学研究費補助金（基盤研究A）「グローバルなシンジケートローンの規律の相互作用・補完の研究—取引実態・契約書・法」（Research Project Number: 25245008）の補助を受けた。